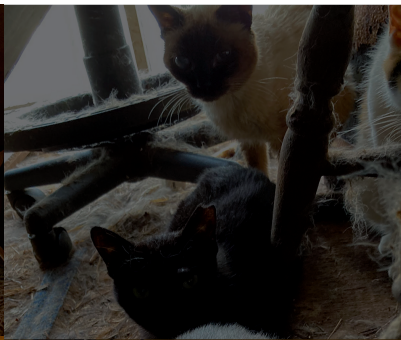
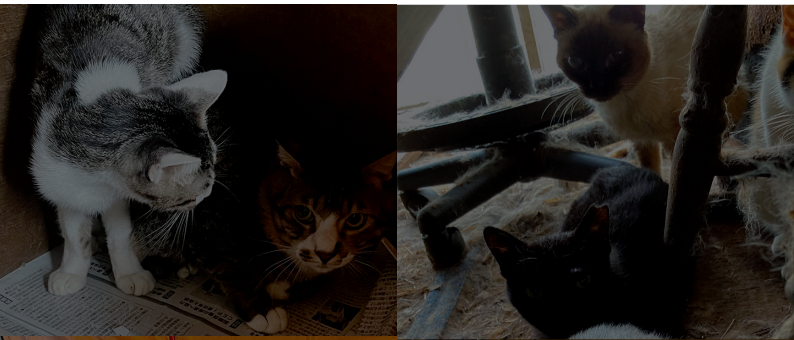




生活困窮者のペット飼育問題 調査・活動報告書



動物相談ホットラインの実践と
地域包括支援センターアンケートを
題材として



人と動物の共生センター



はじめに

～私たちの課題意識と取り組み～

殺処分ゼロの裏側で深刻化する、 生活困窮者のペット飼育問題

近年、都市部を中心に、殺処分ゼロが達成されつつあります。殺処分同様、犬猫の所有権放棄の数は、年々減少し、2010年の164,308頭から2020年には72,433頭と10年間で半減しています。

しかし、その内訳をみると、全てが順調ではありません。2019年に10,403頭だった成猫の所有権放棄が、2020年は10,479頭と微増したのです。その原因が多頭飼育崩壊です。

多頭飼育崩壊とは？

多頭飼育崩壊とは、「多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺的生活環境の悪化のいずれか、もしくは複数が生じている状況」と定義されています。

不妊去勢手術を施さずに、野良猫に餌を与えていたら、いつの間にか繁殖し、猫がどんどん増え、餌を与えることも、糞尿を始末することも十分にできず、飼い主自身の生活も不適切な状態になり、近隣の公衆衛生問題に発展します。

多頭飼育崩壊の背景にある、 障害と生活困窮

多頭飼育崩壊の現場は、ゴミ屋敷でもあることがしばしばです。動物の問題だけでなく、自分自身の生活を維持できていない問題が存在します。

背景には、飼い主自身の障害や孤立が存在しています。十分に仕事に就けず、経済的に困窮すれば、適正飼育のための費用を賄えません。社会的な孤立は、周囲からの支援や助言を隔絶します。つながりが乏しいことで、余計に動物に安息を求め、動物を集めてしまうこともあります。

多頭飼育崩壊の本当の解決には、動物だけではなく、人の生活の立て直しや、人の孤独に寄り添う支援が不可欠です。

人を支えなければ、動物を適切に飼育できる環境は作れません。

動物相談ホットライン

当法人では、多頭飼育崩壊の課題への対策として、2022年より、『動物相談ホットライン』を開設し、社会福祉関係者と連携した支援を実施してきました。ホットラインでは、社会福祉関係事業所や生活困窮者本人から相談を受け付け、それぞれの問題解決のための支援を行いました。

いざ始めてみると、ホットラインへの相談は決して多頭飼育崩壊が多いわけではなく、入院や施設入所が必要だがペットを預けることができない(24.5%)、猫が生まれたがどうしたらいいか(13.2%)といった相談が多く見られました。

ホットラインの取り組みにより、社会福祉関係者が、『利用者がペット飼育をしていることで、適切な支援を届けられない事態が多々ある』ことが浮き彫りになりました。

ペット飼育が、 福祉サービスの提供の妨げに

本来であれば、社会福祉サービスは、サービスを必要としている人ならば誰もが享受できるべきです。

しかし「本当は入院が必要な状態なのに、ペットがいるから入院できない」「訪問介護が必要なのに、糞尿で不衛生過ぎてサービスを提供できない」等、動物飼育が、福祉サービスの提供を妨げる事態が日常的に発生しています。

生活困窮者のペット飼育問題は、もはや、動物の問題として捉えるべきではなく、社会福祉の問題として捉えるべきであると私たちは考えています。

動物保護ボランティアに 押し付けられる負担

このような問題が発生しても、社会福祉関係者は、制

認定NPO法人 人と動物の共生センターとは

度的にも技術的にも、直接動物を扱えるわけではありません。

例えば、訪問介護サービス利用者が、猫の適切な世話ができず、不衛生な状態になっていても、介護保険制度を使って、猫の世話をすることはできません。多頭飼育崩壊の対応も、社会福祉サービスの範疇を超えています。

この時に、頼りにされるのが、「動物ボランティア」や「動物関係NPO」（以下、動物NPO）です。

動物NPOの元には日々こうした相談が寄せられています。そして「自分が動かなければ、動物が殺処分される」と、時間的・経済的負担を負いながら、対応しています。

動物の飼育には多くの費用がかかります。特に、不妊去勢手術の費用は多頭飼育崩壊の対応では数十万円を要する場合があります。相談があれば、緊急的に仕事を休んで対応することもあります。しかし、動物NPOの経済的負担を補填する仕組みはありません。

社会福祉サービスの提供として、動物の存在が妨げになっており、動物への対応が不可欠であるにもかかわらず、その対応にあたる動物NPOは無報酬どころか自己負担をして活動を行っているという現状は、生活困窮者のペット飼育問題において、非常に不健全な状態であると私たちは考えています。

課題の見える化・対話・解決へ

本報告書の目的は、①課題の見える化を行うこと、②多様な関係者との対話のきっかけとすること、③持続可能な解決策構築に向けた協力体制を構築することの3点です。

特に、①課題の見える化に重点を置き、調査報告（P3-4）では、岐阜市内の地域包括支援センターを対象に、「どの程度の課題が潜在しているのか？」を定量的に示すことを試みました。事例報告（P5-10）では、動物相談ホットラインに寄せられた対応事例についてその推移をまとめました。対話の試み（P11-12）として、2023年2月に実施した成果報告会の実施概要と、寄せられたご意見について、取りまとめました。これらに向けて、課題の構造化を試みると共に、持続可能な解決策の構築（P13-14）に向けた4つの提言を記載しました。

本報告書が、生活困窮者のペット飼育問題に悩む、全国の関係者に届き、各地でこの問題の持続可能な解決体制が構築されることを切に願っています。

適正飼育の普及やペット防災、ペット産業のCSR推進、過剰繁殖対策、ペット後見互助会など、人と動物の共生にまつわる社会的課題の解決を目指した各種事業を通じて、飼い主、動物、飼い主以外の人、「三者の福祉」が守られる共生社会の実現に向けて活動を続けています。

動物相談ホットラインとは

当法人では、2022年度より、生活困窮者のペット飼育問題に対応するために、生活困窮者本人や、社会福祉関係事業所からの相談を受け付ける、動物相談ホットラインを開設しました。

**犬猫相談
ホットライン**
開設しました

自分の生活にも入り
猫に奪える場所がない...

私が死んだとき
この子の将来が不安

高ければ
猫が落ちます...

犬猫がいるから
結婚・入院できない...

まずは
お電話
ください

こんな困りごとの相談にお応じます

- 相談は無料です。
- 緊急時は24時間、一泊に滞在します。
- 岐阜市内の地域包括支援センターにのみ対応します。
- 訪問支援サービス（訪問）は行いません。

【訪問支援サービス対象】
岐阜市、美濃市、稲野町、中津川市、笠原市、関市、恵那市、多治野市

人と動物の共生センター
【社会福祉事業所】
第一号 9:00～16:00
090-9568-5792

電話相談件数

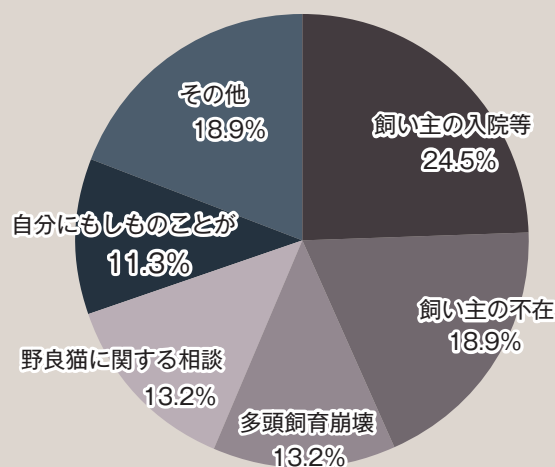
▶ 53件

訪問支援延べ回数

▶ 93件

(2023年3月6日現在)

実際の相談内容



(2023年3月6日現在)



調査報告

生活困窮者のペット飼育問題概況調査

地域包括支援センターへのアンケート調査から見る、サービスの提供における、動物飼育の問題点

はじめに

2021年3月に環境省から発表された『人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～』では、多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立による生活困窮等の問題があり、「人の問題」と「動物の問題」として別々に捉えるのではなく、関係者が連携して対応することが重要であることが指摘されている。

生活困窮者に対する福祉サービスの提供時に動物飼育がサービス提供の妨げになる事例は、多頭飼育崩壊に限らず多数存在する。この事実は、地域包括支援センターや動物保護に関わるボランティアの間では周知の事実であるが、具体的にどの程度の事例が潜在しているかについて明らかにした統計は存在しない。

本調査では、岐阜市内の地域包括支援センターに所属する職員（支援員）を対象にアンケート調査を行うことで、福祉サービスの提供に際して、利用者の動物飼育が妨げになっている事例がどの程度存在するか、また、どのような事例が存在するか明らかにするとともに、支援員の抱えている課題について明らかにすることで、生活困窮者のペット飼育問題の社会的課題としての重要性を評価することを目的に実施した。

調査方法

調査対象：岐阜市内 19 か所の地域包括支援センター所属職員

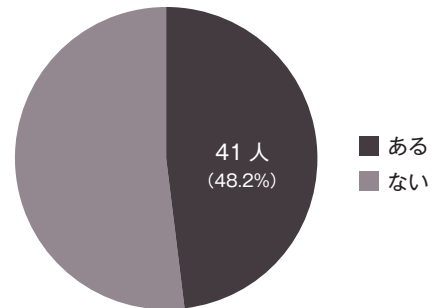
調査方法：質問紙を配布し回答依頼を行った

調査期間：2022年11月10日～2022年12月5日

調査結果

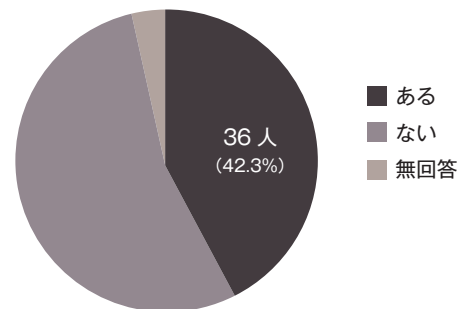
19か所中、18か所の地域包括支援センターから回答があり、有効回答者数は合計85人（1施設あたり平均4.72人）であった。

利用者やその家族等から、ペットに関する相談を受けたことがある職員は41人（48.2%）であった。



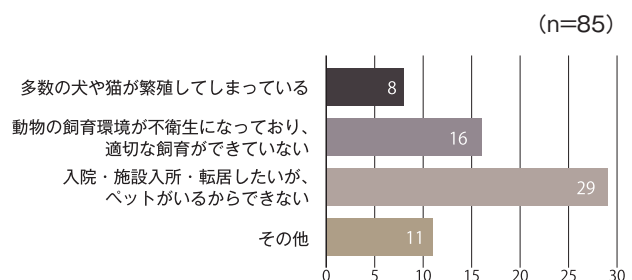
（図表1 利用者からの相談の経験）

利用者のペット飼育が福祉支援・サービス提供の妨げになった事例の経験がある職員が36人（42.3%）であった。



（図表2 サービス提供の妨げの経験）

利用者や家族からのペットに関する相談の内容（選択回答）は、「入院・施設入所・転居したいが、ペットがいるからできない」が29人（34.1%）、「動物の飼育環境が不衛生になっており、適切な飼育ができていない」が16人（18.8%）、「多数の犬や猫が繁殖してしまっている」が8人（9.4%）、「その他」11人（12.9%）であった。その他には、「訪問介護員にペットの汚染の掃除を頼んでいた」「一人暮らし、高齢になったが、今後のことが心配」「預かり先、世話の代行」「身体的につらくなり、世話がつらくなっている」等が含まれた。



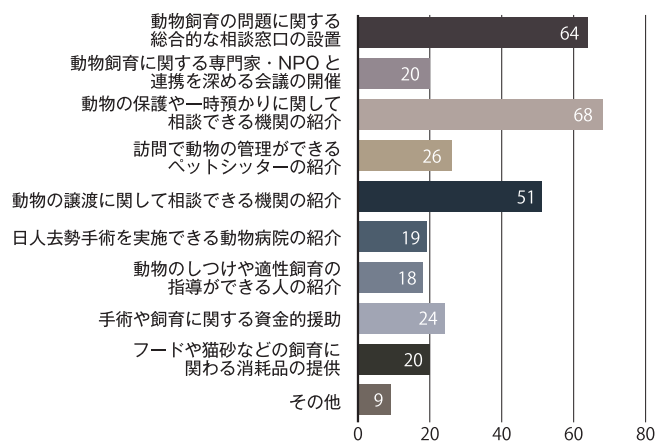
（図表3 利用者等からの相談内容）

利用者のペット飼育問題について、印象的な相談事例(自由記述)としては、以下の表のような回答があった。

カテゴリ	内容	類似回答件数
多頭飼育	多頭飼育をしており、不妊去勢手術、餌やり等行っていたが、飼い主が認知症になり動物の管理ができなくなった。家屋が汚染され、多数の猫が放し飼いの状況になってしまった。	12件
施設入居の妨げ	独居で認知症もあり、在宅生活が難しいが、ペットがいるため施設入居を拒否している。	10件
入院時の世話	犬の面倒を見てくれる人がいない。高額支払ってペットホテルへ預けられない。手術諦めます。	9件
不衛生な環境／不適切な飼育	自分の身の回りのことで精一杯(独居)、十分な世話ができなくなって、部屋が排泄物等で汚れ、ペットも毛が固まって異臭が漂っている状態。	9件
苦情、地域問題	独居の寂しさから地域猫に餌を与えてしまい、地域猫が繁殖。近所の方からも、庭をトイレにされ苦情となる。より孤独となる。	6件
飼育費用	餌代にお金がかかり、医療費が払えない。	5件
動物の行先	保健所に持っていくと殺処分されると思われるため、殺処分されなところを探している状況。	5件
介護保険サービス外の要求	ペットの汚物シートと、ペットの食べ物を、介護で買ってきて欲しい。また、取り替えもしてほしい。	3件
訪問サービス提供の妨げ	自宅内が不衛生になり、サービス提供の事業所から断られてしまうこともある。	2件
ケアワーカーへの危険	大きな犬を放し飼いでいて、サービス事業者が襲われ、ケア会議をした。	2件
その他		7件

(図表4 印象的な相談事例)

利用者のペット飼育問題を円滑に解決して、適切な福祉サービスを提供する上で必要だと思うこと(複数選択)については、回答数上位は、「動物の保護や一時預かりに関して相談できる機関の紹介」が68人(80.0%)、「動物飼育問題に関する総合的な窓口の設置」が64人(75.3%)、「動物の譲渡に関して相談できる機関の紹介」が51人(60.0%)であった。



(図表5 ペット飼育者への円滑なサービス提供のために必要だと思うこと)

考察

岐阜市内の地域包括支援センターでは、配置されている職員数は、介護保険法及び条例に基づき、4～7人となっている。1施設当たり平均4.72人の回答が得られたことは、地域包括における、本テーマの関心の高さの表れであると考えられる。

利用者のペット飼育が福祉支援・サービス提供の妨げになった経験は、4割を超える職員が経験している。ペット飼育により必要な手術を拒否したり、不衛生な環境となりサービス提供事業所から断られたという事例も報告された。生活の質だけでなく、命に関わる事態に発展する可能性も考えられる。利用者のペット飼育は「ペットの課題」と捉えるのではなく「サービス提供の課題」として捉えるべきだろう。

こうした課題を背景に、高齢者へのペット飼育を制限すべきという意見も散見されるが、ペット飼育は基本的人権の所有権にあたる。ペットを飼育していることは、生きる力になり、飼い主の精神的・身体的な健康維持に良い影響を与える。適切にサービスを提供するためには、利用者のペット飼育を制限するのではなく、利用者のペット飼育に関する課題を解決できるようなサポートを用意することが不可欠である。

しかしながら、現状、利用者のペット飼育に関するサポートを担っているのは、組織基盤も財政基盤も乏しい動物ボランティアである。その上、対応において財政的支援は存在しない。

福祉サービス提供の課題は、社会福祉制度の中で解決策を持つべきである。今後、現場での支援の実際に合わせて、社会福祉制度の中で対応が行えるような制度変更を検討すべきと考えられる。

事例 01

【Aさん家族】多頭飼育により家族全員の生活が破綻した生活保護世帯

相談元：生活就労サポートセンター

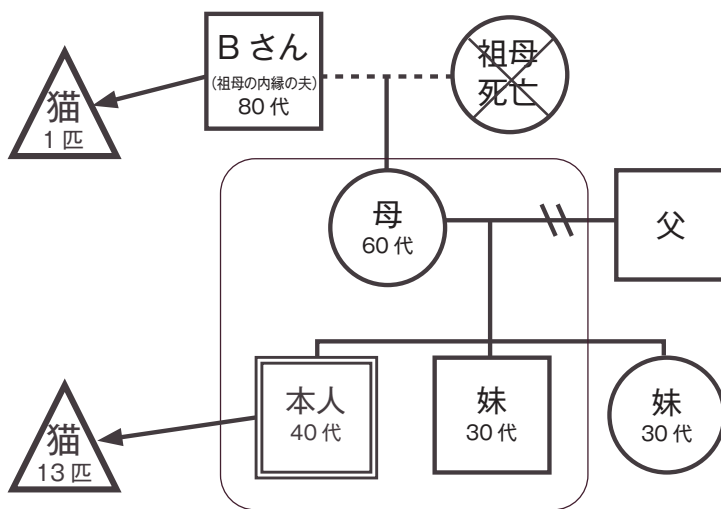
行政担当：生活就労サポートセンター、生活福祉課

家族構成

- 本人（40代男性）：長期にわたる引きこもり
- 妹（30代女性）：長期にわたる引きこもり
- 母親（60代）：寝たきりで要介護
- 妹（30代）：結婚し別世帯

その他関係者

- 近隣に住むBさん：施設入所中



問題

01

猫の多頭飼育により、部屋が壊滅し住むことができない状態になっている。そのため、Bさんの家に間借りをしている状態だが、生活保護の取り決め上、登録住所に住まなければならない。

02

大家から立ち退きと修繕費の支払いを求められているが、多数の猫と共に引っ越せる先がない。

03

猫の頭数に対し、トイレの数が少ない、トイレ砂ではなくペットシートを代用しているなど、猫にとって適切な飼育環境でないため、トイレ以外での排泄がある。

04

本人・妹は猫を可愛がっており、飼育の継続を希望しているが、猫に必要な物品購入など、別世帯の妹に頼らなければならない。本人たちが福祉支援と結びついていないため、自立が困難な状況。

05

白血病陽性の猫が見つかる。白血病は唾液等によって感染するため、他のすべての猫に感染している可能性があり譲渡困難。



支援内容（時系列）

2022年
8月

生活就労サポートセンターより相談を受け、本人宅を訪問。おおよその猫の頭数や部屋の状況を確認。

改めて生活福祉課の担当者と妹宅を訪問し、現状のヒアリング。福祉支援と繋がることをすすめる。（療育手帳や医師の診断があれば、就労支援事業所の利用が可能になる）

犬猫については、廃材などを使って和室だったところを犬猫の居場所にするので合意。本人だけではできないとのことで、支援員が手伝うことに。オスの去勢手術についても合意。手術費用について、ひとまず立て替える旨を伝える。

10月

犬猫の隔離が完了し、正確な頭数を確認。（猫13匹・犬1匹+Bさんの猫1匹）
7匹の去勢手術とワクチン接種のため病院へ。
1匹は血便が出ていて体臭もひどく、手術不可能。

11月

メディカルチェックのため、2匹を病院へ。
うち1匹が白血病陽性と診断。白血病の猫は本人宅へ。もう1匹は猫風邪・口角炎・結膜炎と診断され、隔離のため当センターで一時的に預かる。

母親のケアマネさんに連絡。今の部屋に住み続ける場合に必要な修繕に関して「法テラス」を利用できないかということ、また、部屋の掃除などについては当センターが全面協力する旨を申し出る。ケアマネさんより「法テラス」へ連絡してくれることに。



ゴミを処分する準備&猫エリアを作る様子

12月

当センターよりフード支援を開始。
（1ヶ月分=約7,000円）

2023年
1月

関係各所との情報共有の結果、明らかになったことを踏まえて、今後の対応を進める。

2月

本人も含む家族の自立を推し進める。

3月現在、支援継続中。

現場より

立ち退きに向けた飼い猫の処遇について相談を受けたが、飼い主がまだ若く、自立支援を受けて収入を得ることができれば、猫を手放すことなく生活の立て直しができると思った。ただ、10年以上にわたって引きこもりの状態にも関わらず、自立支援の仕組みに入ることができていない等、問題は猫がいることだけではない。福祉支援に結び付けるまでの連携に関して、関係機関がスムーズに動けるようになっていない点に大きな課題を感じた。（例：療育手帳の申請には義務教育時の支援学級在籍などの状況確認が必要だが、確認する窓口がわからない）



畳裏返し後
猫も嬉しそうに遊ぶ

事例 02

【50代女性・Cさん】不妊・去勢に対する無知が生んだ多頭飼育崩壊事例

相談元：福祉事務所 就労準備支援員

行政担当：福祉事務所

家族構成

- 本人：生活保護受給
- 次男：20～30代。障害者年金受給
- 長男・長女：障害者年金受給（自立）



支援内容（時系列）

2022年
11月

福祉担当者より、猫を5匹飼っているが不妊去勢の概念がなく、サポートしてほしいとの相談。本人に電話をさせるとのこと。ウサギも1匹飼っている。

同日、本人より入電。後日訪問の約束をする。

1週間後、福祉担当者と同行訪問し、猫の状態や飼い方をヒアリング。猫の食費に月5万円かかっているとのこと。適正な給餌方法をアドバイスする。（グラム数では理解されづらいため、カップに線を引いて適正量を伝えた）

不妊去勢は、猫の状態を考えると早急な実施が望ましい。費用については、ひとまず当センターで立て替え、分割返済してもらうことで合意。

10日後、一斉手術を実施し、無事に全頭本人宅へ。メス1匹の子宮の状態が悪かったため、手術の傷が少し大きい。他のオスに追いかけて悪化しないよう当面、隔離するようアドバイス。当センターよりケージ貸出し。

あわせて、近くのホームセンターで見つけた低価格のフードと猫砂を用意し、今後はこれらを購入すれば猫の食費が抑えられる旨のアドバイスをする。

2023年
1月

支援フードを持参の上、福祉担当者と同行訪問。福祉担当者が、家賃が安い住居への引越しを勧めていたため、メリットなどを伝えてフォローする。

後日、物件の見学にも同行したが、本人より「家の前に急な坂があり、住むのは無理。今の家でも、自分がB型事業所で働けるようになったら大丈夫」とのLINE連絡があり、福祉担当者に報告。住居については、福祉担当者のほうで話を進めてくれることになったが、時間が経つにつれて状況がさらに複雑化し、転居先探しはまだ難航中。

2月

「お金がなく、猫砂が買えない」とLINE連絡あり。新聞紙を細かく刻んだものを代替品として活用するようアドバイス。

3月

引越し先も決まらず、生活費も不足している状況が続く。4月以降は家賃補助の金額も下がるため、引越しを進めていきたいところ。猫2匹までなら入居可能な物件もあるため、5匹のうち3匹の里親募集を提案するも、「どの子というのは選べない。もしそうするなら猫を全部手放して犬を飼いたい」と本音が出る状況。猫の多頭飼育が問題解決の妨げになっているとはいえ、動物を手放すことは命に対する責任放棄でもあり、安易には推し進めることもできないため、今一緒にいる猫たちと生活できる方法も模索しながら現在、支援継続中。

現場より

猫を家の外に出しているにもかかわらず、「一度も赤ちゃんを産んでいないから大丈夫」と言うなど動物に関して無知な面があり、早期に関われたことは幸いだった。また、数字が苦手だったり、思い込みで突発的に行動をしてしまったりする傾向にあるため、大事なことは紙に書いて渡すことで対策した。「猫5匹を3匹に減らして、運動不足の息子のために犬を飼いたい」と言うなど、目下の心配事を優先する傾向もあり、先々にいくらお金がかかるかを見積もることができず、具体的に必要な金額を示す必要がある。また、当方への相談なしに困った行動を起こす可能性もあるため、こまめな連絡と福祉担当者との情報共有が必要だと感じた。

事例 03

【30代女性・Dさん】精神疾患のある一人暮らし要支援者の入院に伴うペットの処遇問題

相談元：生活就労サポートセンター

行政担当：生活就労サポートセンター

支援内容（時系列）

2022年
9月

福祉担当者より、猫1匹を飼育中の精神疾患のある一人暮らしの要支援者が、近々入院予定との連絡。入院前に現状確認と猫のお世話に関する契約を取り交わすため、5日後に訪問することで合意したが、その後入電あり、即日入院が決まったとのこと。本人の了解は得られたため、猫の状況確認のため本人宅を訪問することに。同日夕方、現地へ向かっている途中、福祉担当者より再入電。個人情報保護の関係でストップがかかったとのこと。部屋に入るためには本人との契約が必要だが、入院先へのスマホの持ち込みも禁止されているため、病院を通じて契約書を交わすことに。

契約までは、福祉担当者と訪問看護師等にて猫のお世話。（約1週間）

10月

福祉担当者の仲介により、契約書を病院の相談員さんへ直接お渡し。同日午後、鍵と契約書を受け取りに病院へ、その足で本人宅を訪問。自動給餌器、給水器が設置してあり、トイレ掃除も済んでいたため退室。

以降、訪問のたびに餌・水が減っていることが確認でき、便・尿ともに問題なく、猫に異常はない模様。日を追うごとに懐いて、リラックスした様子に。

1週間が経った頃から、寂しがる様子が見られるように。毛も抜けるため、部屋の環境も徐々に悪くなっている。各種検査で問題が見られなかったため、翌日より猫シェルターでの預かり開始。約10日間、当センター支援員や獣医師にて交代でお世話。（11月1日よりB型就労支援保護猫カフェへ。スタッフにてお世話開始）

11月

病院で本人を交えて話し合いをしたところ、本人は、猫と一緒にアパートに戻りたいが、近隣の話し声が気になって気持ちが不安定になってしまいそう。でも、グループホームにも行きたくない。しかし、現時点での自立は困難。お金の管理もできない。（当センターへの支払いについては退院後、社会福祉協議会に管理を相談）ただ、グループホームへの入所を強制することもできないため、1ヶ月程度入院したあと、訪問看護やデイケアを利用して自宅での生活を支援することに。

12月

20日、退院。気分がかなり落ち込んでいる様子。猫を戻してみると本人も喜んで、ベッドから起き上がることができた。2023年1月時点で関係者からの連絡もないため、支援は一旦終了。再度相談が入れば対応できる体制にて待機。



自宅でお留守番の様子



お留守番が長く壁を引っ掻く

現場より

今回、初めてカンファレンスに参加。要支援者の生活の背景や課題、支援側の状況が見えてくることで、ペットと一緒に暮らせるように支援していくのがよいのか、里親探しの支援等を行うのがよいのか、そのかたにとって今後生きていく上で何が大切かを一緒に考えることができた。



メディカルチェック後
猫影でお預かり

事例 04

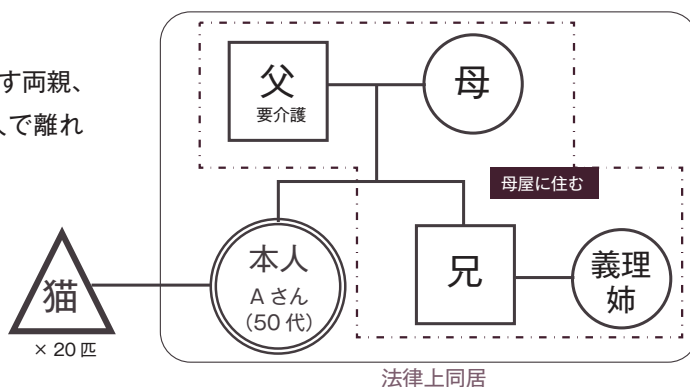
【50代女性・Eさん】家族関係の問題により複雑化した多頭飼育崩壊事例

相談元：ボランティアさん

行政担当：町役場

家族構成

- 本人：本宅（母屋）で暮らす両親、兄夫婦とは絶縁状態、一人で離れで暮らす。
- 両親
- 兄夫婦



本宅の横の離れに住んでいるが、住所が一緒のため、法的に同一世帯になる



支援内容（時系列）

2022年
11月

以前より当家族に関わっているボランティアより連絡。本人宅を訪問し、猫 20 匹を確認。ノミだらけの状態。うち子猫が 2 匹、その母猫がまた妊娠をしている模様。母親の年金のうち月 4 ～ 4.5 万円を受け取り暮らしており、金銭面の問題で不妊去勢は未実施。十分な餌も買えず、子猫は共食い状態。繁殖抑制のために猫をりんご箱に入れるなど、動物虐待に見えるような状態で飼育。本人は、「懐いていない猫は譲渡してもいい」と言うが、健康問題上のリスクがあり難しい。

不妊去勢手術に関して「どうぶつ基金」の多頭飼育行政枠が取れないか、町役場に相談。過去に実績がなく、時間がかかるとの回答。その間にも頭数が増える可能性があるため、当法人の負担にて手術を行うことに。

12月

ボランティアの協力を得て、15 匹の猫にノミ・ダニの駆除薬を実施。当センターに寄付されたフードを支援。痩せ細った猫もいたため、たくさんあげるよう伝える。

町役場にて行われた関係者連携会議にて、経緯と問題点、解決策の共有と意見交換を行う。

福祉担当者より本人に、猫を手放したくないなら就労するしかないと勧めているが、さまざまな理由をつけて動かない。同じ敷地内に家族が暮らしている状況で、生活保護の受給も難しい。障害年金を申請したが却下された経緯もある。

2023年
1月

一斉手術実施（18 匹（子猫 2 匹以外））

場所：公民館

担当：にじのはしスペイククリニック（2 名）、当センター（3 名）、ボランティア（5 名）

手術実施の傍ら、本人宅でノミの駆除と片付けを行う。

9 日後、手術後の様子を伺うため、保健所、町役場担当者と同行訪問。1 匹亡くなっていて、17 匹に。

2月

猫の捕獲時に破損した屋根裏の修理のため、ボランティア 2 名と同行訪問。1 匹亡くなっていて、16 匹に。

3 日後、本人より、特別に可愛がっている 1 匹の猫が決まったごはんしか食べず、そのごはんを買えなくなったから助けてほしいと連絡。寄付したフードを与えるよう伝える。（お腹がすけば、どんなフードでも食べると判断）

翌日、寄付品の中から別の種類のフードを届ける。生活費を受け取った段階で、当該猫の 1 ヶ月分のごはん（約 5,000 円）を買い、残りです生活するようアドバイスをする。

現場より

家族関係に問題があり、外部のサポートが入りにくい状況だった。同じ敷地内の家族の支援は望めないにもかかわらず、扶養義務があることで同一世帯とみなされ、行政や訪問の福祉支援が未介入。一人の命が危うくなり得る状況と感じられた。

扶養義務には、経済的な援助だけでなく、家族の就労や自立に向けた援助も含まれると考えられるため、家族間のコミュニケーションに問題がある世帯の場合、その話し合いをサポートする体制も必要だと思った。

猫の問題にかかわる中で、世間話等を通して関係が深まると状況が見えやすくなるが、見えたからといって動物愛護側がどこまで介入するかという線引きに悩む事例だった。

事例 05

【80代男性・Fさん】身寄りのない高齢者の入院に伴うペットの処遇問題

相談元：特別老人ホーム・ケアマネージャー

相談内容：一人暮らしで犬1匹を飼育。認知症。足を骨折したが、犬の預け先が決まらな
いと入院できない。

支援内容

2022年8月初旬。最低限のお世話（1,000円/回）でペットシッターを手配するも、2週間で契約終了の申し出。お世話の内容についてうまく申し送りできなかったことが要因のひとつ。以降、当センターにて対応。寂しさから、お世話の帰り際にキュンキュンと鳴き出す。退院するまでの預かりボランティアを早急に探す。現在は退院し、一緒に暮らしている。



置き餌して入院



お世話中の写真

現場より

相談がなければ、室内飼いの柴犬が真夏の野外でお世話されずに過ごすことになっていた。ケアマネさんやヘルパーさんが、ペットのことも気にかけて支援をしてくださっていたため防げた事例。身寄りもなく、認知症も進んでいる要支援者であり譲渡も視野に入れたが、本人のQOLが下がり認知症もさらに進行する恐れがある、また、ペットと一緒に暮らしたいという本人の気持ちが強く、可能な限り見守ることとなった。今回は入院後の介入で、コロナの関係で本人との面会も難しく、やりとりに時間を要する状況であったが、ケアマネさんが間を取り持ち細やかに対応してくれたことでなんとか支援を進められた。常に本人と連絡を取り合える状況を作れていることが大切であり、やはり事が起こる前の準備も重要であることがよくわかる事例だった。

事例 06

【80代男性・Gさん】老老介護世帯の夫婦同時入院に伴うペットの処遇問題

相談元：地域包括支援センター

相談内容：猫1匹を飼育。妻（70代）を介護していた本人の入院が決まり、妻も療養入院することになったため、猫が家に残ってしまう。金銭面で、一般のペットシッターやホテルは利用できない。

支援内容

2022年12月初旬。猫の引き取りのため、包括支援センターの担当者同行の上、本人宅へ。家の中は片付けが行き届いておらず物で溢れていたため、猫を見つけづらい状況。床に糞も落ちているような不衛生な状態だった。以降、当センターにて預かり（～12月末）。ワクチン、ノミダニ・寄生虫駆虫、不妊手術、血液検査実施。感染症陰性のため、B型就労支援保護猫カフェに移動。現在は退院し、一緒に暮らしている。自分たちで金銭管理ができなくなっているため、支払いについては金銭管理サービスの担当に仲介してもらう。



お迎え時物で溢れた室内

現場より

身寄りがいない場合、入院後の介入となると、家に入る承諾を本人から得たり、預かり契約書を交わしたりするために病院の方の協力が必要であり、時間も要する。また、ペットの状況（大きさや感染症がある場合等）によっては、簡単にお世話がができる先が見つからないケースも多い。事前準備が大切で、地域包括支援センター、ヘルパーさん、民生委員さんなどと常に連携し、身寄りがいない方には「自分の身に何かあったときにどこに連絡をするか」等の事前相談を促すことも大事だと感じた。



いい子で
待っています!

「どうする！？生活困窮者のペット飼育問題」 ～社会福祉と動物福祉の連携の未来を考える会～

日時：2023年2月24日 13:00～15:00 / 場所：ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ / 参加者：45名



2023年2月24日に、行政担当者、市議会議員、社会福祉、動物福祉関係者のみなさまにお集まりいただき、生活困窮者支援事業の成果報告会を実施しました。生活困窮者のペット飼育問題は、その背景に複数の問題が存在しており、一つの機関だけで解決できるものではありません。各関係機関が立場を超えて連携し、協力しあうことではじめて解決へと向かうものと考えています。今回は、参加者それぞれが知見を持ち寄り、具体的な解決策を見出すきっかけとなるよう、ケーススタディもふまえた報告会を実施しました。

プログラム内容

1. 生活困窮者支援事業の概要説明と地域包括アンケート調査の報告
2. 生活困窮世帯のペット飼育支援の事例紹介(5ページ 事例01 Aさん・10ページ事例05 Fさん)
3. ワークショップ

参加者それぞれの経験や知見から、2件の事例に関して「生きづらさ・困りごと・課題」を想像し、また、それらに対する解決策を考えるワークショップを実施。6グループに分かれ、模造紙に付箋を貼り付けながら意見を出し合いました。

事例01 に対する意見

<生きづらさ・困りごと・課題>

- 精神科を受診すれば障害年金を受給できたり、引きこもり支援センターなどの利用も可能だが、本人が情報を知るきっかけがなく、心の余裕もない
- どこに相談すればいいかわからない
- 本人が困りごとを把握、自覚できていない
- 不妊去勢について知らない、しない
- 劣悪な環境で飼育する、病気にかかっている動物を受診させないのは動物虐待
- 一旦改善しても、同様のことを繰り返す可能性がある
- 悪臭問題などで近隣との関係も悪化し、さらに孤立化が進む

<解決策>

- 広報の強化、事例集の作成
- 飼い方指導、健康セミナーの実施
- 子どもたちの教育
- 相談しやすい窓口の設置
- 基幹相談支援サテライト、福祉まるごと支援員、民生委員の活用
- 子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」の動物福祉版の設置
- 生活保護にペット飼育費を加算
- 不妊去勢手術費用の助成を家猫にも拡充
- 自治会に動物の困りごと担当を設置

事例05 に対する意見

<生きづらさ・困りごと・課題>

- 本人が問題と思っていない
- 周囲から孤立していて、話せる人がいない
- どこに相談すればいいかわからない
- 利用できる福祉サービスがわからない
- 動物のエサ代、病院代にお金がかかるが、年金生活でお金がない
- 本人が亡くなった後のペットの将来が心配
- 援助できる人がいなければ高齢者でペットを飼うのは難しいが、ペットが心のよりどころになっている

<解決策>

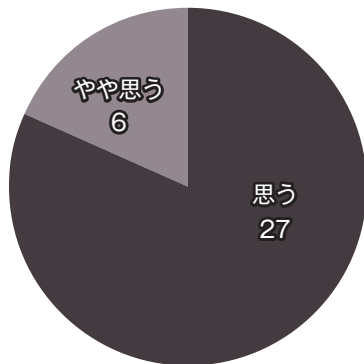
- 見守り活動や事前対策の強化
- 行政の相談窓口の整備（ペット問題の相談窓口）
- ペットと暮らせる福祉施設の設置（空き家バンクの活用？）
- ペットを飼っている高齢者の公的支援サービスの設置
- 介護ヘルパーの生活援助項目に「ペットの世話」を追加
- 日常生活自立支援事業の活用
- 介護や生活保護の制度からはずれる部分の助成検討
- 地域包括支援の活用



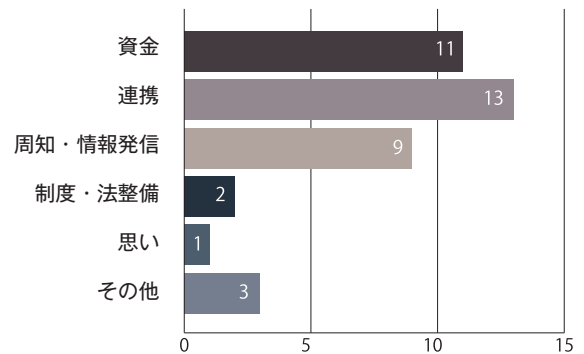


参加者アンケート結果

Q1. このような取り組みの継続は必要だと思いますか？



Q2. 継続するための課題はなんだと思いますか？（重複あり）



【Q2の具体的意見】

人件費の捻出が課題／1回で終わらせないために、地域で行うなど実行する場所を広げていく必要がある／いろいろな立場の方と、現状の課題や解決方法を共有していくことが大切／関係機関、福祉、行政、動物医療との連携を強くしていく必要がある／声を上げない当事者も多いため、地域包括支援センターや民生委員などのアウトリーチ活動も大切／今回のような事例を知ってもらうために、さらなる情報発信が必要／生活困窮支援は重大な問題であり、最近特に多いのが高齢者の入所や、孤独死にて置きざりになってしまった子達に関する依頼。他県の情報なども知りたい。

参加者の感想（一部抜粋）

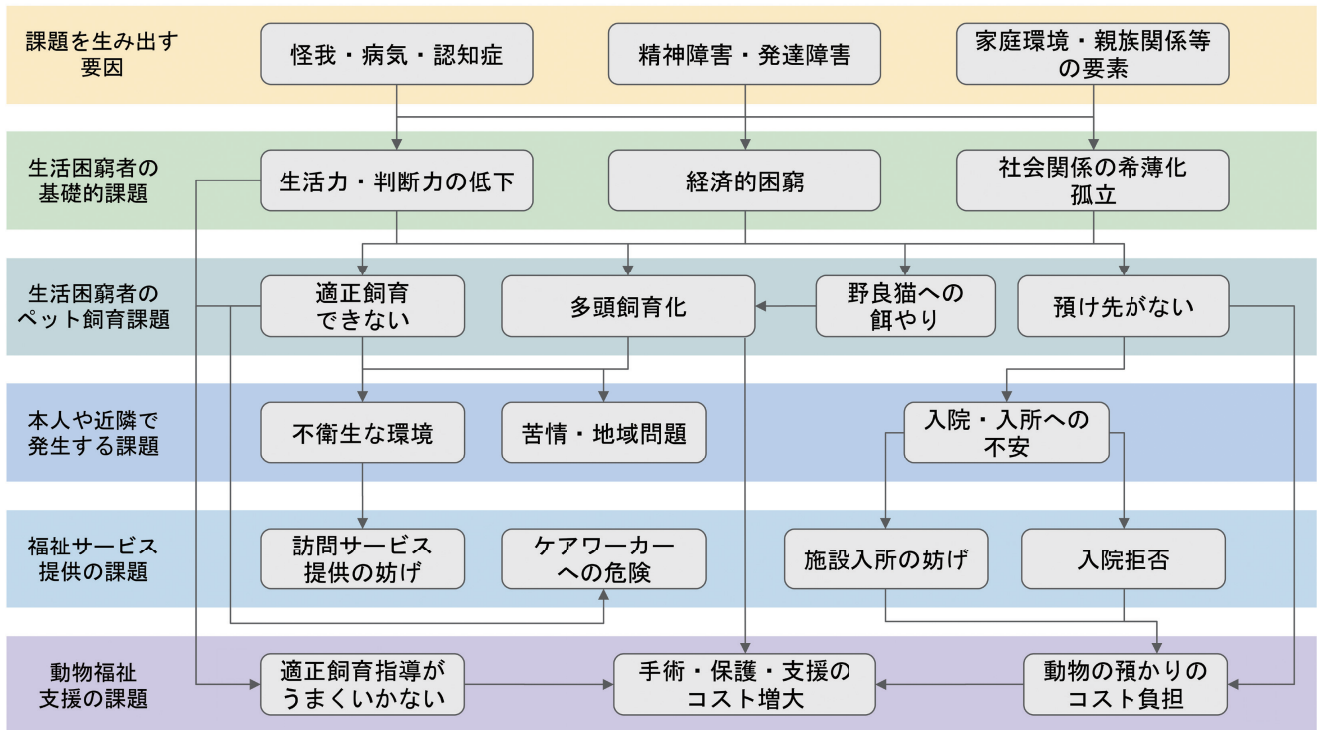
- ・活発な意見交換がなされ、有意義な時間だった。
- ・困難者が置き去りにならないよう支援を行う大切な課題だと思った。
- ・社会福祉が介入するきっかけとして、動物福祉は重要なシグナルだと改めて感じた。

報告会をふりかえって

福祉支援制度の狭間にあるこの問題においては、要支援者の生活状況によって支援の方法も様々です。ペットの存在が要支援者のQOLを保っているケースも多く、人と動物を切り離せば問題解決に至るかという、そうとは限りません。生活を立て直すまでの支援や入院中の支援、または、そうなる前の予防的支援等を福祉支援制度のメニューに加えてもらうことができれば、他の福祉支援者の負担軽減にもなることをこの報告会を通じて強く思いました。

「生活困窮者のペット飼育問題の構造」

～生活困窮者の適正な飼育を可能にする、持続可能な解決策～



共通する問題構造

ここまで挙げた、調査、事例報告から、生活困窮者のペット飼育問題に関する構造化を試みた。

本人の怪我・病気・認知症等、グレーゾーンを含む精神障害・発達障害、家庭環境・親族関係等の要因によって、生活困窮者の基礎的課題となる、生活力・判断力の低下、経済的困窮、社会関係の希薄化・孤立化が発生する。

適正に飼育できていた人でも、生活力・判断力が低下すれば、問題が発生することもある。社会的孤立＝頼る人がいない状況は、いざというときに預けられる先がない状態を引き起こす。さらに、社会的孤立は、野良猫等に癒しを求める動機づけを高めるが、経済的困窮により不妊去勢手術を実施せずに餌やりを行えば、繁殖し多頭飼育化を引き起こす。

多頭飼育や適正飼育ができないことで、不衛生な環境となるとともに、苦情や地域問題に発展する。精神的健康面の問題から、動物虐待に発展するケースも見られる。これらはさらに社会的孤立を加速させる要素になる。危険な犬が放し飼いになっていることや、不衛生な環境は訪問サービスの提供の妨げとなる。預け先がないことは、入院・施設入所への不安を増大させ、実際に入院や施設入所が必要

な場合でも、拒否することにつながる。

動物NPOが介入する場合にも、判断力が低下していれば、適正飼育の指導内容がなかなかうまく伝わらないという問題が発生する。動物の預け先がない場合には、NPOが無償で預かるケースも少なくないが、コスト負担はNPO持ちである。多頭飼育の介入においては、医療費についてもNPOが負担することが少なくない。

深刻化を防ぐ、早期介入の重要性

判断力が低下し、適正飼育ができなくなっても早い段階で支援が行えれば、不衛生な環境に陥ることを防ぐことができる。多頭飼育化する前に不妊去勢手術を実施すれば、それ以上増えることはなく、適正飼育しやすい状態となる。野良猫への餌やりも同様である。預け先がないという課題については、あらかじめ、近所の方に相談するなど、一時預かりできるつながりを作っておくことである程度は対応できるかもしれない。

いずれの場合も、問題が深刻化する前に、支援を開始することが重要である。



「課題解決のための4つの提言」

1

【国に対する提言】

社会福祉分野の中での検討を

生活困窮者のペット飼育問題については環境省が主導し「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」が策定された。作成に向けた検討会では、厚生労働省から担当者がオブザーバーとして参加してはいるが、あくまでも環境省の管轄としての取り組みであった。

生活困窮者のペット飼育問題を「福祉サービスの提供に関する課題」として捉えるならば、社会福祉を所管する、厚生労働省の審議会等で検討されるべきである。

国は、厚生労働省が主導し、社会福祉法・介護保険法の枠組みの中で、サービス提供困難事例としてのペット飼育問題について、その解決策の検討を行っていくべきである。

2

【地方自治体に対する提言】

地域包括ケアの中にペット飼育対応を

地域包括ケアは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを指す。

各地域の医療機関や、施設、NPO等の地域包括ケアの担い手の状況は地域によって異なるため、市町村による柔軟な運用が求められている。また、ケアの質を高めるために、地域ケア会議の実施等による地域ごとの課題の把握や、地域資源との連携が重要であると指摘されている。

ペット飼育問題への対応は、地域包括ケアの理念を実現するために必要不可欠なパーツである。地域ケア会議の実施の際に、地域の動物NPOの参加を促す等、ペットの専門家との連携を促す取り組みが必要である。

しかし、連携を持てば解決とはならない。ペット飼育問題を動物NPOに丸投げしたとしても、その負担をこうむるのは動物NPOである。ボランティア中心の組織も少なくない中で、過度な負担は、動物NPOの持続的活動を損ないかねない。特に動物の医療費負担は非常に重い。

地域包括ケアの一部を担い、福祉サービスの提供の妨げとなる問題を解決する動物NPOに対し、委託等の形で、目に見える立場を与え、予算措置を行うことは、各自治体に必要とされる取り組みではないだろうか。

3

【社会福祉関係事業所に対する提言】

動物関係NPOとの連携強化、早期介入を

連携の枠組みや方針を示すのは自治体の役割であるが、実際に動物NPOとの連携関係を持つのは、地域包括支援センターをはじめとした、社会福祉関係事業所である。

最も重要な役割は、ペット飼育問題を発生させる可能性のある利用者に対する、早期介入への道筋をつけることではないだろうか。早期介入ができれば、多頭飼育や不衛生な環境となる前に適正飼育の指導ができるため、対応コストは小さい。また、利用者から動物を取り上げることなく、一緒に暮らしていくサポートも行いやすくなる。

動物NPOとの情報交換、信頼構築に前向きに取り組んでいただきたい。

4

【動物関係NPOに対する提言】

委託を受けられるような基盤整備を

動物NPOの課題は、組織的にも財政的にも基盤が脆弱である点である。

自治体が、委託等の形で事業化しようとしても、委託先となる動物NPOが法人化されていない等、組織基盤が整っておらず、自治体との契約が行えなければ、ボランティアとしての支援の域を超えることはできない。

動物NPOは、社会に必要とされる活動をしているからこそ、その持続可能性を確保する必要がある。目の前の動物を助ける活動だけではなく、組織基盤の強化にも取り組んでいかなければならない。

組織基盤の強化とは、具体的には、法人化すること、NPO法・一般法人法等の法律に則った運営を行うこと、適正な会計処理を行うこと、決算書・事業報告書等の情報開示を行うこと、各種規約を整え規約に沿った運営を行うこと等が挙げられる。

自治体と契約を行えるレベルの動物NPOが増えていくことで、具体的な協働を行うことが可能になる。それらの事例が積み重なっていくことで、社会福祉の中に、あるいは、地域包括ケアの中に、ペット飼育支援が位置づけられるようになるのではないだろうか。



はじめに	01
調査報告 生活困窮者のペット飼育問題概況調査	03
事例 01: 多頭飼育により家族全員の生活が破綻した生活保護世帯	05
事例 02: 不妊・去勢に対する無知が生んだ多頭飼育崩壊事例	07
事例 03: 精神疾患のある一人暮らし要支援者の入院に伴うペットの処遇問題	08
事例 04: 家族関係の問題により複雑化した多頭飼育崩壊事例	09
事例 05: 身寄りのない高齢者の入院に伴うペットの処遇問題	10
事例 06: 老老介護世帯の夫婦同時入院に伴うペットの処遇問題	10
実施報告 「どうする!? 生活困窮者のペット飼育問題」	11
生活困窮者のペット飼育問題の構造	13
課題解決のための4つの提言	14